

海上保安庁における対応体制

3

隣接部署から巡視船艇を急派

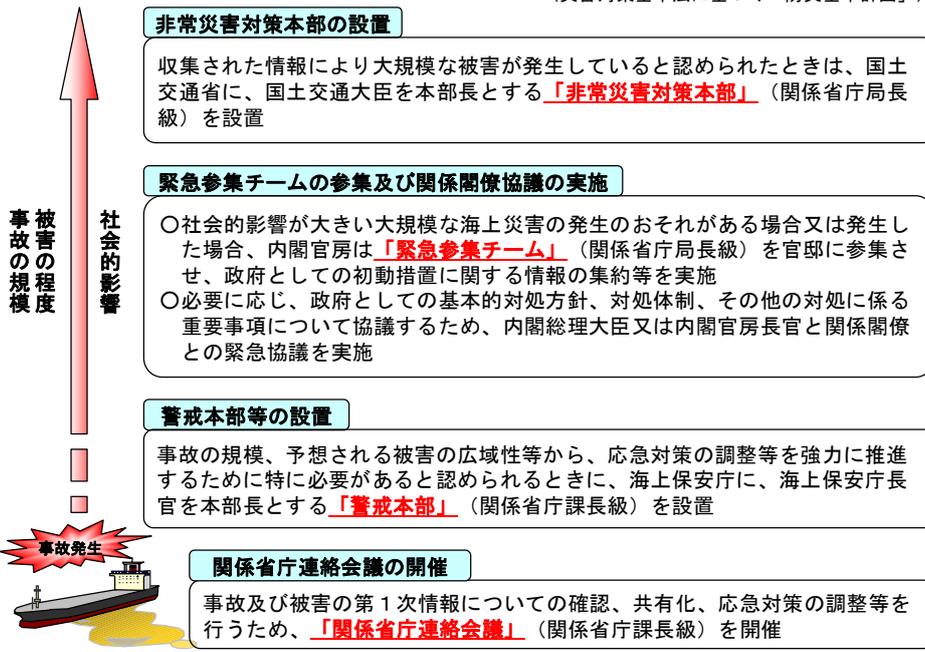
全国に所在する海上保安部署(131か所)に巡視船艇(356隻)を配備し、24時間即応体制を確立

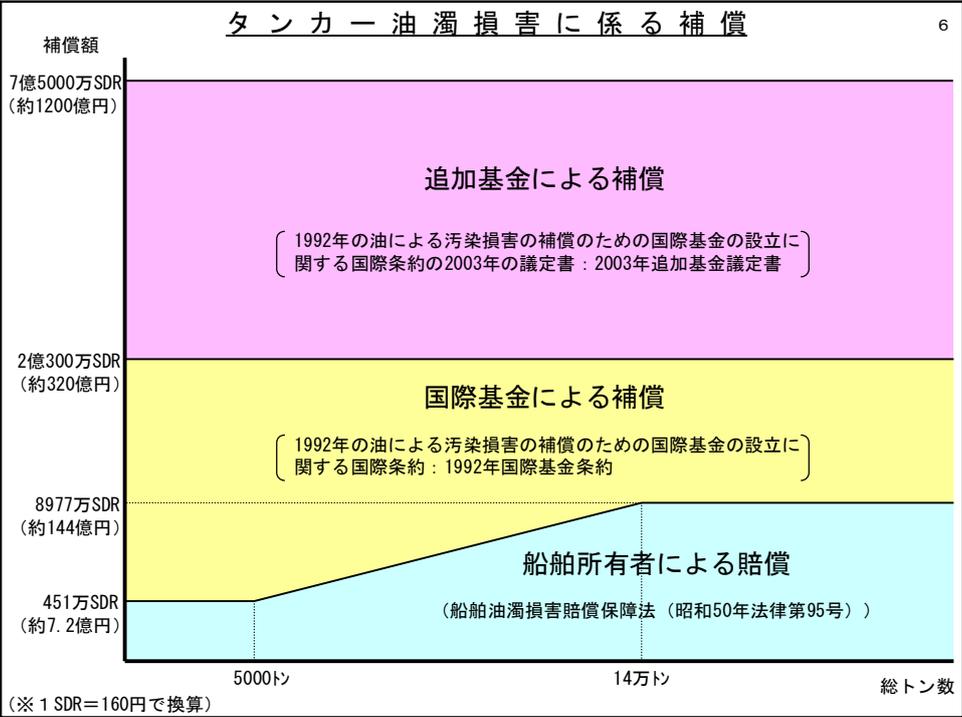
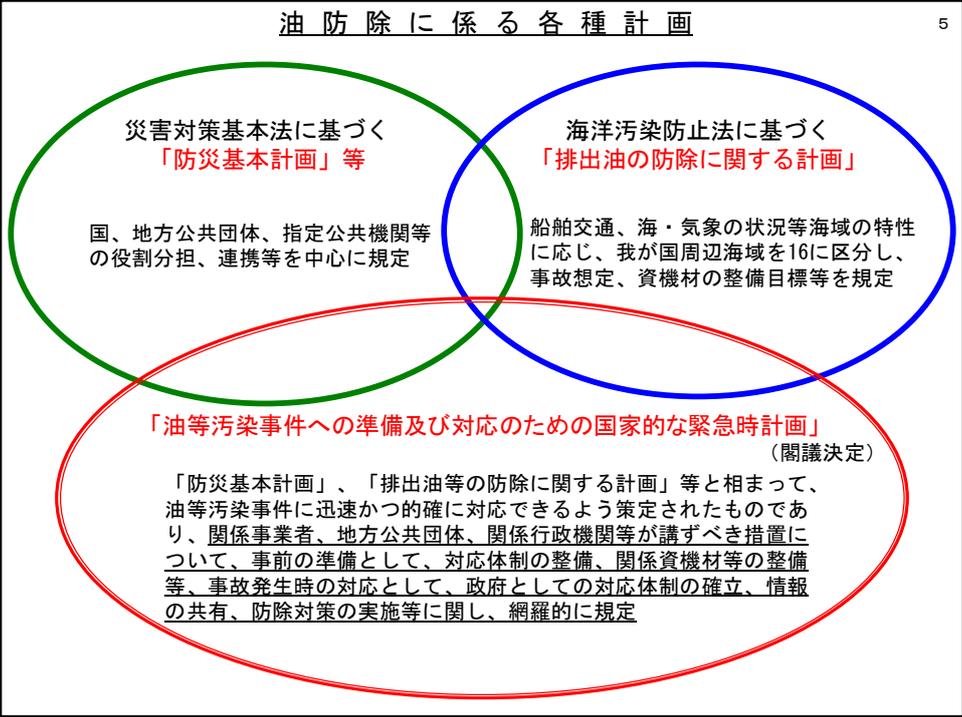


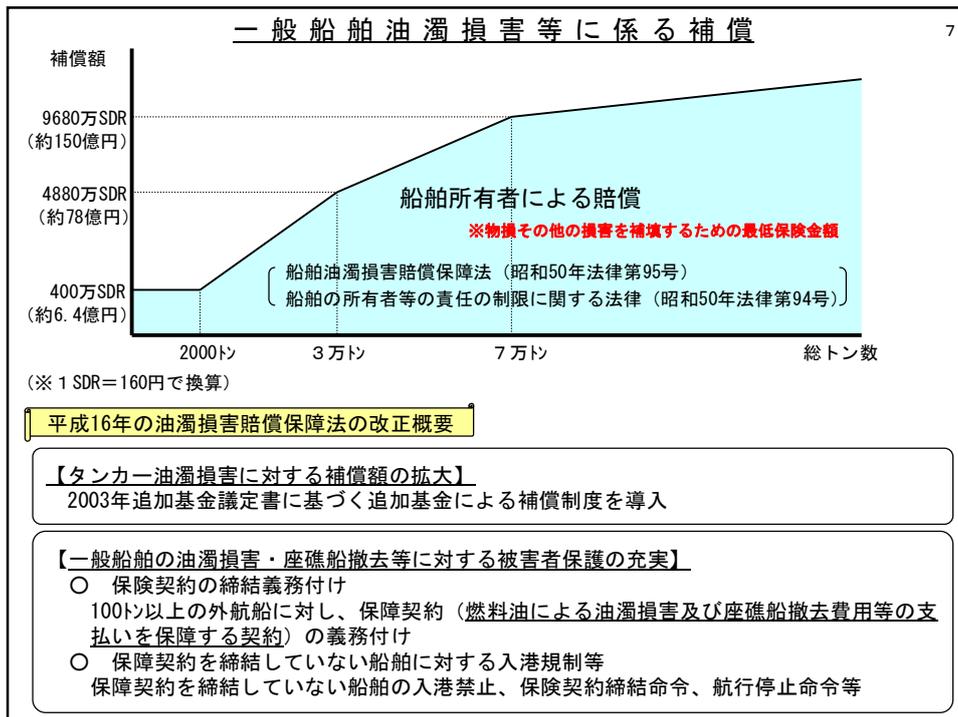
大規模事故発生時における政府の対応体制

4

(災害対策基本法に基づく「防災基本計画」)







各種法令に基づく防除資機材等の事前準備

海洋汚染防止法に基づき「特定油を500kL以上保管できる施設の設置者」及び「特定油を積載する150総トン以上のタンカーが係留できる係留施設の管理者」は、**オイルフェンス、油処理剤、油吸着剤等を準備**

石油コンビナート等災害防止法に基づき「特定事業者」は、その自衛防災組織に、**オイルフェンス、オイルフェンス展張船、油回収船、油回収装置等を準備**

海洋汚染防止法に基づき「港内、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び鹿児島湾を航行する特定油を積載する150総トン以上のタンカーの船舶所有者」は、**オイルフェンス、油処理剤、油吸着剤等を準備**

内航船の多くは、船内に資機材を確保。外航船は、(独)海上災害防止センターに委託

海洋汚染防止法に基づき「東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海を航行する特定油を積載する5,000総トン以上のタンカーの船舶所有者」は、**油回収船、油回収装置等を準備**

海洋汚染防止法に基づき「東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海航行する特定油以外の油を積載する150総トン以上のタンカー又は有害液体物質を積載する150総トン以上の船舶の船舶所有者」は、**オイルフェンス、回収装置、防除要員等を準備** (20年4月1日から施行)

油等排出事故対応に係る課題

環境基本法（平成5年法律第91号）（旧公害対策基本法（昭和42年法律第132号））

汚染者負担の原則
(Polluter-Pays Principle)

原因者による費用負担（第37条）のみならず、「公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる」ことを事業者の責務（第8条）とし、政府に対して、環境の保全に関する施策を実施するために必要な法制上の措置を講ずることを要請（第11条等）

具体化する個別法として

海洋汚染防止法（昭和45年法律第136号）

- 油等の流出時における通報義務
- 油等の流出時における船長等の応急措置義務
- 油等の流出時における船舶所有者等の防除措置義務
- 資機材の備付け義務（防除措置義務の実効性確保のため、昭和48年法定）
- 油回収船等の配備義務（昭和49年に発生した「水島コンビナート事故」を契機として、昭和51年法定）
- 防除措置に要した費用の船舶所有者等の負担 等

現行制度に対する不満の声あり？

技術進歩や情勢変化に応じた見直しが必要？

問題提起等

現状の課題

- 内航船の多くは、自船にオイルフェンスや油吸着剤等を搭載しているが、事故発生時に乗組員が資機材を使用して防除を実施することは困難
- 石油コンビナート等については、石油コンビナート等災害防止法に基づく資機材と海洋汚染防止法に基づく資機材を備え置かなければならない。
- 石油コンビナート・船舶相互資機材融通は限定的な範囲にとどまっている（⇒相互融通でコスト削減の可能性あり？）

【一部は、制度見直し】

- 油処理剤の性能等が考慮されず、船舶のトン数に応じた一律の備え付け量の義務付けとなっている。
⇒本年4月から、一律の義務付けをやめ、処理剤の性能等を考慮し、流出油を回収できる量の備え付けで可

＜外国（米国）の事例＞

- 石油コンビナート・船舶に、資機材そのものの備え付けを求めるのではなく、緊急時計画の策定を求めている
- 緊急時計画の中で、緊急時対応できる資格（QI）を有する専門業者に委託することを必要記載事項としている。（⇒我が国では、油防除は誰でもできる）

石油業界、海運業界、行政等関係者が、最近の情勢を踏まえ、各種の情報を収集し、機能的で効率的な防除体制のあり方について真摯に議論することが期待される